

重要送電設備等の整備に係る関係省庁協議会の確認事項

「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）に基づき設置された協議会は以下について確認する。

- 協議会の審議における各省庁の同意は、申請者が設置する送電設備等の特定の場所に対するものではなく、具体的な設置場所の特定は、関係法令等の手続き等を経て行われる。
- 閣議決定における、「地域間連系線等の整備に長期間を要している現状に鑑み、関係法令上の手続の円滑化等を図るため」とは、今後、申請事業者が具体的な設置場所を決定していくためのプロセス（調査・測量や関係機関等との調整等）を円滑に進めるため、との趣旨である。